○千代田区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例施行規則

平成24年４月１日規則第19号

改正　平成24年10月23日規則第50号

（経営許可に係る申請事項等）

第１条　千代田区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例（平成24年千代田区条例第11号。以下「条例」という。）第４条第１項の区規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

（１）　申請をしようとする法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び生年月日

（２）　墓地等の名称

（３）　墓地等の所在地並びに敷地の地目及び面積

（４）　墓地にあっては、墳墓を設ける区域の面積

（５）　納骨堂又は火葬場にあっては、施設の建築面積及び延床面積

（６）　墓地等の構造設備の概要

（７）　墓地等の工事の着手及び完了の予定年月日

（８）　墓地等の管理者の住所、氏名及び生年月日

２　条例第４条第１項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　墓地等の周囲300メートル以内に存する道路、河川、濠及び住宅等の位置並びにこれらから墓地等までの距離を示した見取図

（２）　墓地にあっては、墳墓、ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所、駐車場、緑地等の施設の設計図及び造成等に関する計画書

（３）　納骨堂又は火葬場にあっては、建物及びその附属施設の設計図並びに建設に関する計画書

（４）　許可の申請に係る詳細な理由書

（５）　墓地等の敷地に係る土地登記事項証明書及び不動産登記法（平成16年法律第123号）による地図等

（６）　墓地等の設置に係る資金等計画及び管理運営に係る書類

（７）　申請をしようとする者が地方公共団体である場合には、当該墓地等の設置に係る議会の議決書の写し

（８）　申請をしようとする者が宗教法人法（昭和26年法律第126号）による宗教法人である場合には、同法第12条の規則（公益事業として墓地等を経営しようとする場合には、当該事業を明記したもの）、同規則に基づく当該許可申請に関する意思決定を示す書類及び登記事項証明書並びに同法第25条第１項に基づく財産目録及び収支計算書並びにその他当該法人の財務状況を確

認できる書類

（9） 申請をしようとする者が宗教法人で公益事業として墓地等を経営するものである場合には、信者用の墓地等の経営の実績等を示す書類

(10) 申請をしようとする者が宗教法人で納骨堂を設置するものである場合には、当該敷地に礼拝の用に供する施設が存することを示す建物登記事項証明書

(11) 申請をしようとする者が公益社団法人又は公益財団法人である場合には、当該法人の定款の写し及び登記事項証明書並びに当該申請の意思決定の議事録

3 区長は、条例第４条第１項の規定により許可をしたときは、申請をした者に対し経営許可書（第１号様式）を交付し、墓地にあっては墓地台帳（第２号様式）、納骨堂にあっては納骨堂台帳（第３号様式）、火葬場にあっては火葬場台帳（第４号様式）に記載するものとする。

（変更許可に係る申請事項等）

第２条 条例第４条第２項の区規則で定める事項で変更に係るものは、次に掲げるものとする。

（1） 申請をしようとする法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び生年月日

（2） 墓地等の名称

（3） 墓地の区域又は墳墓を設ける区域の変更にあっては、拡張し、又は縮小する区域の所在地、地目及び面積

（4） 納骨堂又は火葬場の施設の変更にあっては、変更する施設の構造設備の概要

（5） 当該変更に係る工事の着手及び完了の予定年月日

2 変更に係る条例第４条第２項の申請書には、前条第２項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

3 区長は、条例第４条第２項の規定により変更の許可をしたときは、申請をした者に対し変更許可書（第５号様式）を交付し、前条第３項の台帳に記載するものとする。

（廃止許可に係る申請事項等）

第３条 条例第４条第２項の区規則で定める事項で廃止に係るものは、第１条第１項第１号から第３号までに掲げる事項（墓地等の敷地の地目を除く。）とする。

2 廃止に係る条例第４条第２項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 墓地又は納骨堂にあっては、改葬に関する計画書

（2） 当該廃止に係る第１条第２項第４号及び第８号又は第11号に掲げる書類

3 区長は、条例第４条第２項の規定により廃止の許可をしたときは、申請をした者に対し廃止許可書（第６号様式）を交付するものとする。

（みなし許可に係る届出事項等）

第４条　条例第５条の規定によるみなし許可に係る届出は、次に掲げる事項を記載した書類によらなければならない。

（１）　届出をしようとする法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び生年月日（個人が届出をしようとする場合にあっては届出をしようとする者の住所、氏名及び生年月日）

（２）　墓地又は火葬場の名称

（３）　墓地又は火葬場の所在地

（４）　墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の区分

（５）　墓地又は火葬場の敷地の面積

（６）　事業の名称

（７）　事業の認可又は承認の年月日及び番号

（８）　事業の概要

２　条例第５条の規定によるみなし許可に係る届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　事業の認可書又は承認書の写し

（２）　事業計画書等の写し

（３）　墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止を確認できる書類

（４）　墓地又は火葬場の新設又は変更にあっては、構造設備の概要

３　区長は、条例第５条の規定による届出を受けたときは、第１条第３項の台帳に記載するものとする。

（墓地までの距離の基準）

第５条　条例第６条第１項第２号の区規則で定める距離は、おおむね20メートル以上であることとする。

（墓地の構造設備基準）

第６条　条例第７条第１項第４号の区規則で定める駐車場についての基準は、次のとおりとする。

（１）　墳墓の区画数に100分の２を乗じて得た数（当該数に小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）以上の駐車台数を確保すること。

（２）　機械式駐車設備を設ける場合は、駐車設備の保安要員の部屋を隣接して設けること。

２　条例第７条第１項第５号の区規則で定める緑地についての基準は、墓地の敷地の総面積に占める割合が15パーセント以上あるものとする。

（納骨堂の駐車場の基準）

第６条の２　条例第９条第７号の区規則で定める基準は、次のとおりとする。

（１）　納骨区画数に1,000分の５を乗じて得た数（当該数に小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）以上の駐車台数を当該敷地内に確保すること。

（２）　納骨堂への出入口においては、車両を利用する参拝客が近隣の交通に支障を与えないよう車寄せ等を設け、かつ、それに接し１台以上の駐車が可能な平面利用できる場所を確保すること。

（３）　機械式駐車設備を設ける場合は、駐車設備の保安要員の部屋を隣接して設けること。

２　前項の規定にかかわらず、納骨堂を既存の寺院等の境内地内又は墓地内に設置する場合は、区長は、必要と認める範囲内で同項の基準を緩和することができる。

（特例埋葬許可に係る申請事項等）

第７条　条例第13条第２項ただし書の規定により埋葬を行おうとする墓地の経営者は、次に掲げる事項を記載した書類を提出し、区長の許可を受けなければならない。

（１）　申請をしようとする法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び生年月日

（２）　死亡者の住所、氏名及び死亡年月日

（３）　墓地使用者の住所、氏名及び死亡者との関係

（４）　埋葬を行う墓地の名称及び所在地

（５）　埋葬を行う理由

２　前項の書類には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　埋葬を行う墓地の周囲200メートル以内に存する道路、河川、濠及び住宅等の位置を示した見取図

（２）　埋葬を行う墳墓の位置を示した図面

３　区長は、条例第13条第２項ただし書の規定により許可をしたときは、申請をした者に対し特例埋葬許可書（第７号様式）を交付するものとする。

（標識の様式）

第８条　条例第15条第１項に規定する標識（以下「標識」という。）の様式は、第８号様式による。

（標識の設置場所等）

第９条　標識は、建設予定地の道路に接する部分に、地面から標識の下端までの高さがおおむね１メートルとなるように設置し、標識の大きさは、縦横0.9メートル四方以上とする。

（標識の設置期間）

第10条　標識の設置期間は、条例第４条の規定による申請をしようとする日の少なくとも90日前から工事の完了する日までの間とする。

（標識設置の届出）

第11条　条例第15条の申請予定者は、同条の標識を設置した場合には、速やかに区長に標識に掲示した事項を届け出なければならない。

２　前項の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　案内図

（２）　標識設置位置図

（３）　標識設置状況を撮影した写真

３　申請予定者は、標識を風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しない方法で設置するとともに、記載事項がその期間中鮮明であるよう維持管理しなければならない。

４　申請予定者は、墓地等の計画を変更したときは、速やかに標識の記載事項を変更するとともに、その旨を届け出なければならない。

（説明等）

第12条　条例第16条第１項の規定による説明は、条例第４条第１項の墓地等経営許可申請又は同条第２項の墓地等変更許可申請を行おうとする日の60日前までに、次に掲げる事項について行うものとする。

（１）　申請予定者

（２）　墓地等の名称

（３）　墓地等の所在地

（４）　墓地等の敷地面積、建築面積及び構造設備の概要

（５）　墓地等の維持管理の方法

（６）　墓地等の工事着手及び完了の予定年月日

（７）　墓地等の工事の方法

（８）　条例第17条第１項に基づく意見の申出の方法

２　申請予定者は、条例第16条第１項の規定による説明を行ったときは、次に掲げる事項を記載した報告書を区長に提出しなければならない。

（１）　申請をしようとする法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び電話番号

（２）　墓地等の名称

（３）　墓地等の所在地

（４） 説明した日時、場所及び方法

（５） 説明者の氏名

（６） 説明の概要

（７） 隣接住民の意見

３　前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１） 説明等で使用した資料

（２） 隣接住民の名簿

（３） 説明を受けた者の名簿

（４） 墓地等の敷地及び隣接地等との関係を示す不動産登記法による地図等

（意見の申出）

第13条　条例第17条第１項の意見の申出の期間は、条例第４条第１項の墓地等経営許可申請又は同条第２項の墓地等変更許可申請を行おうとする日の30日前までとする。

２　隣接住民等は、意見の申出を行う場合には、次に掲げる事項を区長に提出するものとする。

（１） 申出者の氏名、住所及び連絡先

（２） 申出の対象となる墓地等の名称、建設予定地の所在地及び申請予定法人の名称

（３） 申出年月日

（４） 意見

（指導に基づく協議の報告）

第14条　条例第17条第３項の報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を速やかに区長に提出することによらなければならない。

（１） 申請をしようとする法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び電話番号

（２） 墓地等の名称

（３） 墓地等の建設予定地の所在地

（４） 協議した日時及び場所

（５） 協議の内容

（６） 協議の結果

２　前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１） 協議に使用した資料

（２） 協議者の名簿

（３） 協定等を締結した場合には、協定書等の写し

（公表）

第15条　条例第18条の規定による公表は、次に掲げる事項を公報に登載する等区民に広く周知する方法により行うものとする。

（１）　指導に従わなかった法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名

（２）　指導の内容

（意見陳述の機会の付与）

第16条　区長は、条例第18条の規定による公表をしようとする場合には、条例第15条第２項、第16条第２項又は第17条第１項の規定による指導を受けた者（以下この条において「指導を受けた者」という。）に対し、事前に意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

２　前項の意見を述べ、証拠を提示する機会（以下「意見陳述の機会」という。）におけるその方法は、区長が口頭ですることを認めた場合を除き、意見及び証拠を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出して行うものとする。

３　区長は、指導を受けた者に対し意見陳述の機会を与えるときは、意見書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、当該指導を受けた者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

（１）　公表しようとする内容

（２）　公表の根拠となる条例等の条項

（３）　公表の原因となる事実

（４）　意見書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

４　前項の通知を受けた者（以下「当事者」という。）は、やむを得ない事情のある場合には、区長に対し、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。

５　区長は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。

６　区長は、当事者に口頭による意見陳述の機会を与えたときは、当事者の陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。

７　区長は、当事者が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書を提出せず、又は口頭による意見陳述をしなかったときは、条例第18条の規定による公表をすることができる。

（工事完了届）

第17条　条例第19条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書類によらなければならない。

（１）　法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び生年月日

（２）　墓地等の名称

（３）　墓地等の所在地

（４）　工事の完了年月日

（５）　墓地等の敷地の面積

（申請事項の変更届）

第18条　条例第20条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書類によらなければならない。

（１）　届出をしようとする法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び生年月日

（２）　墓地等の名称

（３）　墓地等の所在地

（４）　変更事項

（委任）

第19条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年10月23日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

第１号様式（第１条関係）　（略）

第２号様式（第１条関係）　（略）

第３号様式（第１条関係）　（略）

第４号様式（第１条関係）　（略）

第５号様式（第２条関係）　（略）

第６号様式（第３条関係）　（略）

第７号様式（第７条関係）　（略）

第８号様式（第８条関係）　（略）